

評議員及び法人役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人名古屋厚生会の評議員及び役員等の報酬及び費用の弁償について、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の額)

第2条 定款第8条及び第21条に規定する報酬等の支給基準を次のとおり定めるものとする。

- (1) 評議員の報酬は、評議員会出席1回につき10,000円とし、所得税を控除して支給する。
 - (2) 法人役員（理事及び監事）の報酬は、理事会並びに監事会出席1回につき10,000円とし、所得税を控除して支給する。
 - (3) 評議員選任・解任委員会の委員の報酬は、委員会出席1回につき10,000円とし、所得税を控除して支給する。
 - (4) 給与支給のある法人役員については役員報酬を支給しない。
- 2 理事長の報酬額を次のとおり定めるものとする。
- (1) 報酬月額は、100,000円を支給する。
 - (2) 期末手当として6月に200,000円、12月に200,000円を支給する。
 - (3) 通勤手当は、実費を弁償するものとする。ただし、福祉乗車券の所有者には支給しない。
 - (4) 報酬に対する所得税は、その都度支給額から控除する。

(費用の弁償)

第3条 法人役員等が研修会等へ参加するための費用の弁償は、旅費規程の定めにより支給する。

附 則

- 1 この規程は、平成6年4月1日から施行する。
- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
平成29年4月1日施行の理事長報酬内規は廃止する。